

重要事項説明における法令に基づく制限等について、長崎県では法令ごとに所管課が異なります。

法令に基づく制限等の内容についてのお問合せは、関連ホームページをご参照の上、下表記載の該当法令の所管課までお問合せください。

なお、その他の重要事項説明に関するお問合せは、土木部建築課宅地指導班(内線番号 3094)までお問合せください。

重要事項説明における法令に基づく制限の担当課一覧

・宅地建物取引業法第35条第1項第2号関連（施行令第3条）の法令に基づく制限については以下の表をご覧ください。

号	法令名	条文 (主なもの)	概要	関係URL	所管課 班・係名	内線番号	備考			
1	都市計画法	第29	開発行為の許可	○開発許可関係 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzen-anshin/anzen-anshinmachidukuri/kaihatukyokakankei/	建築課 宅地指導班	3094	※長崎市、佐世保市、諫早市の行政区域については、各市の開発許可窓口へ直接お問い合わせください。			
		第35	開発許可を受けた土地における建築等の制限							
		第41	用途地域の定めのない地域の開発行為	○開発許可関係以外 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/toshikeikaku-kokudoriyo/toshikei-seido/	都市政策課 計画調整班	3033				
		第43	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限							
		第52	田園居住地域							
		第52の2～の4	市街地開発事業等予定区域の規制							
		第53	建築の許可							
		第57	土地を有償譲渡する場合の制限							
		第58	風致地区							
第58の2	地区計画の届出									
第65～68	都市計画事業の事業決定（認可）段階の制限									
2	建築基準法	第39-2	災害危険区域	○建築確認などの所管区域 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kenchiku-jutaku/kenchiku-oshirase/348195.html ○建築確認など https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kenchiku-jutaku/kentikushinsa/index.html	建築課 審査指導班	3093	※「建築協定」（市町条例）に関しては、各市町村へお問い合わせください。			
		第43	接道義務（2項道路、3項道路）							
		第43の2	4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加							
		第44-1	建築基準法道路内の建築制限							
		第45-1	私道廃止制限							
		第47	壁面線の建築制限（特定行政庁指定）							
		第48-1～13	用途地域（都市計画法の指定・制限内容は建築基準法）							
		第49、第49の2	特別用途地区、特定用途制限地域（都市計画法の指定・市町条例による制限）							
		第50	条例による制限付加（地方公共団体による条例）							
		第52・第53	容積率・建蔽率（用途地域内は都市計画法の指定・用途地域の指定がない区域は県告示）							
		第53の2	建築物の敷地面積（都市計画による制限）							
		第54	第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離（都市計画による制限）							
		第55・第56	絶対高さ制限、道路斜線制限（第55条 都市計画による制限）							
		第57の2,4	特定容積率適用地区（第57条の2 特定行政庁の指定・第57条の4 都市計画による制限）							
		第57の5	高層住居誘導地区（都市計画による制限）							
		第58・59・59の2	高度地区、高度利用地区、総合設計制度（第58条・59条 都市計画による制限／第59条の2 特定行政庁の許可）							
		第60・第60の2	特定街区・都市再生特別地区（都市計画による制限）							
		第60条の2の2	居住環境向上用途誘導地区							
		第60条の3・第61	特定用途誘導地区、防火・準防火地域（都市計画による制限）							
		第67・第68	特定防災街区整備地区、景観地区（第67条 密集市街地整備法による指定 都市整備・住宅／第68条 景観法による指定 景観行政団体）							(都市政策課・住宅課)
第68の9	都市計画区域及び都市計画区域外の区域内の建築物の敷地及び構造（地方公共団体による指定）市町（県指定なし）									
第75・76	建築協定（市町条例）									
第86・86の2	総合的設計制度・一団地認定（特定行政庁による認定）									
第86条の8-1-3	全体計画(変更)認定（工事を行う場合の制限緩和等）（特定行政庁による認定）									

4	都市緑地法	第8・14・20・29・35・36・39・50・51・54	<p>都市部における緑地の保全や緑化の推進のための制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法第8・14条 緑地保全地域における制限（都市計画法第8条「緑地保全地域の指定」） ・都市緑地法第20条 地区計画等緑地保全条例 条例による行為の許可 市町制定 ・都市緑地法第29条 緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の緑地保全の管理協定（地方公共団体・土地所有者・使用者等） ・都市緑地法第35・36条 緑化区域における「緑化率」（都市計画法第8条「緑化区域の指定」） ・法第39条「緑化率の最低限度」 市町条例による指定（地区整備計画・特定建築物地区整備計画・防災街区整備地区整備計画・歴史的風致維持向上地区整備計画・沿道地区整備計画） ・法第50・51・54条 緑地協定 市町の許可 		各市町村		※各市町村にお問い合わせください。
5	生産緑地法	第8-1	<p>生産緑地地区内における行為の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区の指定（都市計画法第8条） 市町制定 		各市町村		※各市町村にお問い合わせください。
7	景観法	第16～第90	景観法による行為の制限	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/toshikeikaku-kokudoriyo/keikan/todokede/202792.html	<p>都市政策課 景観まちづくり班</p> <p>建築課 宅地指導班</p>	<p>3151</p> <p>3094</p>	※左記URLにて住所地为所管する景観行政団体（地方公共団体）を確認ください。
8	土地区画整理法	第76-1ほか	<p>土地区画整理法による行為の制限</p> <p>土地区画整理事業区域（都市計画法第12条 事業施工区域指定）</p>		各市町村		※各市町村にお問い合わせください。
10	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	第21-1	<p>拠点整備促進区域での行為の制限</p> <p>都市計画法第10条の2 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域の指定（市街化区域に限る） 市町</p>		各市町村		※長崎県央地域（諫早市、大村市、雲仙市）、佐世保地域（佐世保市 西海市 佐々町 小値賀町 東彼杵町 川棚町 波佐見町）の2地区指定がありますので、各市町へ問い合わせください。
14	旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律及び旧防災建築街区造成法	第13-1	<p>都市再開発法に集約 同法の附則による旧法適用</p> <p>旧法による</p> <p>市街地改造事業・建築施設整備事業</p> <p>防災建築街区造成事業の施行地区内における一定の行為の制限</p>		都市政策課 計画調整班	3033	※各市町村にお問い合わせください。
17	流通業務市街地の整備に関する法律	第5条 第37・38	<p>流通業務地区内の施設の用途制限</p> <p>都市計画法第8条第1項13号の指定</p> <p>第37条 譲受人の流通業務施設の建設義務</p> <p>第38条 権利の譲渡の制限（第38条については譲渡の形態によって知事の承認が必要となる。）</p>		都市政策課 計画調整班	3033	※県内の流通業務地区は、長崎市内と諫早市内の2箇所。 地区内の法第5条の規定による許可または証明については市へお問合せ願います。
18	都市再開発法	第7の4、第66、第95の2	<p>地区内の建築許可等</p> <p>法第7条の4 市街地再開発促進区域（都市計画法第10条の2）</p> <p>法第66条 第1種市街地再開発事業の公告後の建築行為等の制限</p> <p>第95条の2 「個別利用区」内の工事完了公告までの使用制限</p>		各市町村		※各市町村にお問い合わせください。 ※県事務処理特例条例 長崎市・佐世保市・島原市及び諫早市は全権
20	集落地域整備法	第6	<p>集落地区計画内の制限（都市計画法第12条の4第5号）</p> <p>区域内における「区画形質の変更・建築等」の行為の届出</p>		各市町村		※各市町村にお問い合わせください。

21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第33-1,2(ほか)	防災街区整備地区計画(都市計画法第12条の4第2号) 防災街区整備地区計画区域、防災街区整備事業施行地区、防災都市計画施設の区域内における「区画形質の変更・建築等」の行為の届出		各市町村		※各市町村にお問い合わせください。(都市計画のうち用途地域の指定区域内が対象)
22	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)	第15-1,2 第33-1,2	第15条第1項・第2項 歴史的風致形成建造物の増築・改築・移転又は除却の届出 第33条第1項・第2項 歴史的風致維持向上地区計画(都市計画法第12条の4第3号)の区域内における「区画形質の変更・建築等」の行為の届出		各市町村		※各市町村にお問い合わせください。
23	港湾法	第37-1-4 第40-1 第45-5	港湾法第37条第1項第4号 港湾区域・港湾隣接区域の行為の制限 第40条第1項 臨港地区内の分区指定に基づく条例による建築物等の用途制限 臨港地区：都市計画法第8条第1項9号(都市計画区域内)及び 港湾法第38条(都市計画区域外)の指定 分区指定：港湾法第39条の指定 (港湾管理者) 法第45条の5：特定港湾情報提供施設協定(法第45条の3)の遵守	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kowan-kuko/kouwan-kowan-kuko/abstract/	港湾課 管理班	3053	※佐世保港については、佐世保市にお問い合わせください。 ※所管する振興局の管理課までお問合せください。所管区域については、リンク先のページを参照してください。
					都市政策課	3033	
24	住宅地区改良法	第9-1	法第9条第1項 住宅地区改良事業計画の公告後の改良地区内における、事業施行の障害となる「区画形質の変更・建築等」の行為の制限にかかる許可 改良地区：法第4条第1項 事業者(市町村)の申出に基づき国土交通大臣が指定		各市町村		※各市町村にお問い合わせください。
25	公有地の拡大の推進に関する法律	第4-1 第8	土地を譲渡しようとする場合(一定規模以上等)の届出義務 法第4条第1項第1号 都市計画法の都市施設の区域内に所在する土地の他、同第6号までに掲げる法令の事業区域として、決定あるいは指定された土地 法第8条 土地の譲渡の制限(地方公共団体以外の者に譲り渡し出来ない) 法第4条の届出に基づく同法第6条の地方公共団体の通知までの期間など		各市町村		※各市町村にお問い合わせください。
26	農地法	第3-1 第4-1 第5-1	転用及び権利移動の制限 なお、農地法第3条は各市町村農業委員会が、農地法第4条及び第5条については、県(一部市町村は権限を移譲)が所管しています。	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/nogyo/nochi-noshin/	農山村振興課 農地農振班	2976	※当該土地が農地法の規制対象か否かは、市町村農業委員会にお問合せください。
27	宅地造成及び特定盛土等規制法	第12-1,16-1 第27-1,28-1 第30-1,35-1	・宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可等 ・特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可・届出等	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/enzen-anshin/enzen-anshinmachidukuri/low2/aboutmorido/	盛土対策室	3133	※長崎県の所管は、長崎市及び佐世保市を除く長崎県全域です。なお、本法に基づく規制区域は左記URLで確認してください。 ※長崎市及び佐世保市における本法に基づく規制区域(旧法に基づく宅地造成工事規制区域を含む)は、それぞれの市にお問い合わせください。(左記URL内に両市リンク有)

28	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第105-1	マン建法第105条第1項 要除却認定マンションの容積率の特例許可 マン建法第103条第1項 除却の必要性にかかる認定（要除却認定マンション）	○所管行政庁 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kenchiku-jutaku/kenchiku-oshirase/348195.html	建築課 審査指導班	3093	
29	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第18-1	法第18条第1項の許可による容積率の特例（建築基準法の特定行政庁）	○所管行政庁 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kenchiku-jutaku/kenchiku-oshirase/348195.html			
30	都市公園法	第23	法第22条に基づく公園一体建物の協定（公園管理者） 法第23条 協定に基づく建築制限		各公園管理者		※公園によって管理者が異なるため、市町村公園は各市町村、県営公園は都市政策課（市街地・施設班）、国営公園は国にお問い合わせください。
31	自然公園法	第20-3、21-3 第22-3、33-1 第48、73-1	自然公園の区域内における許可等 法第20条第3項 特別地域における建築等の制限 法第21条第3項 特別保護地域における建築等の制限 法第22条第3項 海城公園地区における建築等の制限 法第33条第1項 普通地域における一定規模以上の建築等の届出 法第48条(継承) 法第43条に基づく風景地保護協定 法第73条第1項 都道府県条例による規制	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashikankyo/shizenkankyo-doshokubutsu/	自然環境課	2381	
34	都市の低炭素化に促進に関する法律	第43	樹木等管理協定 法第38条 樹木保全推進区域内の樹木又は樹林区域の保全に関する協定 法第43条 法第38条に基づく協定の継承		各市町村		※各市町村にお問い合わせください。
35	水防法	第15の8-1	浸水被害軽減地区における土地の掘削・盛土等の形状変更にかかる行為の届出 (第15条の8第1項、浸水被害軽減地区。現時点では、長崎県内に浸水被害軽減地区は指定されておりません。)		河川課	3082	※最新の指定状況は、当該市町村へお問合せください。
36	下水道法	第25の9	管理協定 法第25条の3及び法第25条の4 浸水被害対策区域における浸水被害の防止を図るための雨水貯留施設にかかる管理協定		各市町村		※各市町村へお問合せください。
37	河川法	第26-1、第27-1 第55-1ほか	行為の制限 法第26条 河川区域内の工作物等の新築・除去等の行為の許可 法第27条 河川区域内の掘削・盛土等の形状変更並びに竹木の植栽あるいは伐採にかかる行為の許可 法第55条 河川保全区域における工作物の新築等あるいは土地の形状変更する行為の許可	https://www.pref.nagasaki.jp/area/index.html	河川課	3082	※河川によって管理者が異なるため、国管理河川については国（長崎河川国道事務所）、県管理河川については県振興局管理課、市管理河川については市へお問合せください。
38	特定都市河川浸水被害対策法	第24、30、37-1 39-1,46-1ほか	許可、行為の制限 法第19条 特定都市河川流域において浸水被害の防止を図るため、特定都市河川流域内に存する認定計画に基づき設置された雨水貯留浸透施設の管理協定 法第24条 法第19条の管理協定の継承 法第30条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地における「雨水浸透阻害行為」で政令で定める規模以上のものをする場合の許可（法第37条 変更許可） ・宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装等を制限 法第39条 法第30条の許可に基づき設置された「雨水貯留浸透施設」の機能を阻害する恐れのある行為の許可 ・雨水貯留浸透施設の埋め立てや設置されている土地の区域における建築物の建築等が対象となる 法第46条 保全調整池における行為の届出 ・保全調整池の埋め立てや設置されている土地の区域における建築物の建築等		河川課	3075	※各市町村へお問合せください。

39	海岸法	第8-1	法第8条 海岸保全区域における行為の許可 ・土石の採取、水面又は公共海岸の土地以外の土地における他の施設等の建築、土地の掘削、盛土、切土等の行為	https://www.pref.nagasaki.jp/area/index.html	港湾課 管理班	3053	※佐世保港については、佐世保市にお問い合わせください。 ※所管する振興局の管理課までお問合せください。所管区域については、リンク先のページを参照してください。
40	津波防災地域づくりに関する法律	第23-1、52-1 第58、68ほか	各区域・施設に関する制限・届出 法第23条 津波防護施設区域内の土地における行為の許可 ・津波防護施設以外の施設又は工作物の建築、土地の掘削・盛土等 法第58条 指定避難施設の変更にかかる届出(市町村指定) ・法第52条により、警戒区域において津波の発生時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設を指定避難施設として市町村が指定。 法第68条 法第60条の規定により市町村が施設所有者等と締結した管理協定の継承		県危機管理部 防災企画課 防災企画班	2142	
41	砂防法	第4	法第4条 法第2条の規定による指定を受けた「砂防指定地」の行為の制限 「砂防指定地」：法第2条 砂防施設を要する土地または治水上砂防のために一定の行為を禁止もしくは制限するべき土地として、国土交通大臣が指定した土地	<u>指定区域の確認</u> https://www.bousai.pref.nagasaki.jp/?p=hazard&municipalityCd=420000&ll=32.99945000822837%2C129.76913452148438&z=10 <u>砂防指定地の制限</u> https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kasen-sabo/sanpou-sitei/sabou-sitei/ https://www.pref.nagasaki.jp/area/index.html	河川課	3082	※ご不明な点がありましたら、所管する振興局の管理課までお問合せください。リンク先ホームページ(外部サイト)にてご確認ください。
42	地すべり等防止法	第18、42	法第3条に基づく「地すべり防止区域」、同第4条の規定による「ほた山崩壊防止区域」内における行為の許可(都道府県知事の許可) 区域の指定：主務大臣(農林水産省・国土交通省)による指定	https://www.bousai.pref.nagasaki.jp/?p=hazard&municipalityCd=420000&ll=32.99945000822837%2C129.76913452148438&z=10 https://www.pref.nagasaki.jp/area/index.html	河川課	3082	※ご不明な点がありましたら、所管する振興局の管理課までお問合せください。リンク先ホームページ(外部サイト)にてご確認ください。
43	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7	法第3条に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定区域内の行為の許可(都道府県知事)	https://www.bousai.pref.nagasaki.jp/?p=hazard&municipalityCd=420000&ll=32.99945000822837%2C129.76913452148438 https://www.pref.nagasaki.jp/area/index.html	河川課	3082	
44	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第10-1・17-1	第10条 土砂災害特別警戒区域内において、都市計画法に基づく開発行為で予定建築物の用途が制限用途であるもの(特定開発行為)をしようとする場合の許可。(都道府県知事) 第17条 第10条にかかる変更の許可	https://www.bousai.pref.nagasaki.jp/?p=hazard&municipalityCd=420000&ll=32.99945000822837%2C129.76913452148438&z=10 https://www.pref.nagasaki.jp/area/index.html	河川課	3082	

45	森林法	第10の2、の11 第31・34	<p>森林開発における許可・制限 法第10条の2 地域森林計画の対象となつている民有林における開発行為の許可。 都道府県知事の許可 開発行為：土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、 政令で定める規模をこえるもの。 法第10条の8 伐採及び伐採後の造林の届出 法第10条の11 森林施業の実施に関する協定の締結（市町村長の許可） 法第31条 保安林予定森林又は解除予定保安林における行為の禁止 法第34条 保安林における伐採等の行為の許可</p>	<p>林地開発 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/shinrin-ringyo/sinrinkanri/rinti-kaihatuseido/</p> <p>保安林 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/shinrin-ringyo/sinrinkanri/hoanrin/</p> <p>伐採届 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/shinrin-ringyo/sinrinkanri/keikakuseido/627225.html</p>	林政課 森林管理班	2984	
46	森林経営管理法	第7・37	<p>経営管理集積計画、経営管理実施配分計画 法第7条3項 法第4条により森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要 かつ適当であると認める場合に定める経営管理権集積計画の土地の 所有者への継承 ・第1項 公告手続き ・第2項 森林所有者の経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利) 法第37条 法第35条により市町村が経営管理権を有する森林に民間事業者に経営 管理実施権の設定を行った場合に定める経営管理実施配分計画の土地 所有者への継承 ・第1項 公告手続き ・第2項 森林所有者の経営管理受益権</p>		各市町村		※各市町村にお問合せください。
47	道路法	第47条の19、第48条の29の 7ほか	<p>道路一体建物協定、災害対応対策施設管理協定、道路外施設利便協定、道路予定区域 法第47条の19 法第47条の18の規定により、道路の区域を立体的区域とした道路と当該道路区域外の建 物とが一体となった建物の管理等について、当該道路一体建物の所有者との間に定めた「道 路一体建物に関する協定」にかかる、道路一体建物の新たな所有者となった者への継承。 法第48条の29の7 法第48条の29の5の規定により、道路管理者が、災害時における広域災害応急対策の拠 点としての機能の確保を図るため、あらかじめ道路外災害応急対策施設所有者等との間に おいて定めた「災害応急対策施設管理協定」にかかる、当該道路外災害応急対策施設の新た な所有者等となった者への継承。 法第48条の39 法第48条の37の規定により、道路管理者が、道路の区域外に当該道路の通行者又は利用 者の利便の確保のため必要があると認められる並木、街灯等の政令で定める工作物を道路外 利便施設として管理することを所有者等との間に定めた「利便施設協定」にかかる、利便施 設の新たな所有者等となった者への継承。 法第91条 道路の区域が決定されてから供用されるまでの間、道路管理者の許可を受けなければ、当 該区域内で土地の形質の変更、工作物の新築等をしてはならない。</p>		道路維持課		※道路によって管理者が異なる ため、長崎県内の国道（指定区 間内）については長崎河川国道 事務所、直轄国道を除く国・県 道については所管する各振興局 管理課、市・町道については各 市町村道路管理部局へお問い合 わせください。
48	踏切道改良促進法	第10	<p>滞留施設協定（承継効） 法第10条 法第8条の規定により鉄道事業者及び道路管理者が地方踏切道改良計画又は国踏 切道改良計画に記載された道路外滞留施設の整備又は管理を行うため、道路外滞留施設所有 者等との間において「滞留施設協定」を締結し、当該道路外滞留施設の整備又は管理を行う ことができる。協定の継承</p>		道路維持課		※道路によって管理者が異なる ため、長崎県内の国道（指定区 間内）については長崎河川国道 事務所、直轄国道を除く国・県 道については所管する各振興局 管理課、市・町道については各 市町村道路管理部局へお問い合 わせください。

50	土地収用法	第28の3-1	土地の保全（事業認定の告示区域） 法第26条により事業の認定の告示を受けた事業の起業地（事業用地）における、事業に支障を及ぼすような形質の変更に関する都道府県の許可	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/tochisyuyou/	用地課 収用班	3123	
51	文化財保護法	第43-1、45-1ほか	重要文化財・史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群保存地区内、周知の埋蔵文化財包蔵地域内 法第43条 第1項重要文化財に関する形状変更の許可（文化庁長官） 第3項 現状変更もしくは保全に影響がある場合の指示 第4項 条件に従わなかった場合の許可の取り消し 第5項 形状変更の許可を行わなかった等により損失が出た場合の損失補填 法第45条 重要文化財の保存のため、地域を定めて一定の行為の制限、禁止等（文化庁長官） 法第46条 重要文化財の有償で譲渡する場合、譲渡の相手方、予定対価の額等を書面をもって、まず文化庁長官への売渡の申出義務。 同第5項により文化庁長官よりの通知があるまでの期間の譲り渡しの禁止 法第84条 重要有形民俗文化財の所有者に対する、上記の条文の準用 法第125条・同第128条 史跡名勝天然記念物に関する形状変更の上記法第43条等の準用 法第143条 都市計画法第5条・同第5条の2の規定により指定された伝統的建造物群保存地区に対する市町村条例による形状変更の規制 第2項 都市計画区域外において市町村が条例により指定する伝統的建造物群保存地区に対する市町村条例による形状変更の規制 法第182条第2項 地方公共団体の条例による重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財の指定		学芸文化課	3384	※各市町村(教育委員会)にお問合せください。
52	航空法	第49-1、56の3-1	建造物等の設置禁止 法第49条 空港について告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。 法第56条の3 国際空港や地方空港にかかる法第49条同様の制限	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kowan-kuko/airport-kowan-kuko/kuukogaigo/	港湾課 管理班	3053	※各空港管理事務所までお問合せください。
53	国土利用計画法	第14-1、23-1 27の4-1,3	規制区域・届出 法第14条 法第12条の規定により都道府県知事が指定する規制区域内の権利の移転に対する許可 法第23条 一定規模の土地にかかる権利移転契約後における土地の利用目的等の届出 法第27条の4 法第27条の3の規定により都道府県知事が指定する「注視区域」における権利の移転等に関する届出（市町村経由 都道府県へ） 同第3項 届出日より一定期間(6週間)の契約の禁止		土地対策室 各市町村	2041	※各市町村にお問い合わせください。
55	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15の19-1 第15の19-3	廃棄物が地下にある土地の形質変更・指定区域内における制限行為 法第15条の19 法第15条の17の規定により都道府県が廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削・形質の変更が行われることにより、生活環境の保全上に支障が生じる恐れのあるものとして定める「指定区域」において、土地の形質の変更を行おうとする場合の届出。 第3項 指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として形質の変更をした場合の届出	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/haikibutsu-recycle/shiteikuiki/440711.html	資源循環推進課 適正処理指導班	2375	
56	土壤汚染対策法	第9、12-1	要措置区域内、形質変更時要届出区域 法第9条 法第6条第1項1号及び2号により都道府県知事が当該土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康にかかる被害を防止するため、汚染物質の除去、拡散の防止措置等が必要な区域として指定する「要措置区域」内における土地の形質の変更の禁止。（汚染除去等計画に基づくもの等が除かれる） 法第12条 法第6条第1項1号により都道府県知事が当該土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときに届出が必要な区域として「形質変更時要届出区域」として指定した区域の届出義務	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/kankyohozen-ondankataisaku/kankyokanshi/dojo/	地域環境課 環境監視班	2356	※長崎市、佐世保市に所在する区域については、各市へお問い合わせください。

57	都市再生特別措置法	第45-7、48の8-5、45の11-4ほか	<p>法第45条の7 第45条の2により、都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者及び建築物等の所有を目的とする借地権等を有する者等の全員の合意により、都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する「都市再生歩行者経路協定」が締結されている場合の協定の継承</p> <p>法第45条の8 都市再生歩行者経路協定地の隣接地における協定の認可後における加入者の協定の継承</p> <p>法第45条の11 上記条文の一の土地所有者による規定の準用</p> <p>法第45条の20 地方公共団体は、法第45条の15の規定により都市再生安全確保計画にかかる備蓄倉庫を自ら管理する必要があると認めるときは備蓄倉庫所有者等との間において、管理協定を締結し備蓄倉庫の管理を行う。当該協定の継承</p> <p>法第88条 立地適正化計画の区域のうち居住誘導区域外の区域内において、都市計画法に規定する開発行為で住宅その他の他人の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの又は住宅等を建築又は用途を変更して住宅等とする者に対する市町村長への行為の届出義務。</p> <p>法第108条 立地適正化計画の区域内において、当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者に対する、行為の市町村長への届出義務。</p>	各市町村		※各市町村にお問い合わせください。
58	地域再生法	第17の18-1	<p>集落生活圏（地域再生土地利用計画）</p> <p>法第17条の18 第17条の17の規定により認定市町村が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏について、地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るため作成した「地域再生土地利用計画」に記載された誘導施設を有する建築物の建築等に関する市町村長への届出義務</p>	各市町村		※各市町村にお問い合わせください。
59	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第47-3、50-4、51の2-3	<p>法第47条第3項 法第43条の規定により市町村庁が認可した移動等円滑化経路協定の継承</p> <p>法第50条第4項 上記条文の一の土地所有者に対する適用に関する準用</p> <p>法第51条の2第3項 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内における高齢者等が円滑に利用できる案内所その他の移動円滑化施設に資する施設の整備又は管理に関する「移動円滑化施設協定」に関する権利の継承</p>	各市町村		※各市町村にお問い合わせください。
60	災害対策基本法	第49の5	<p>指定緊急避難場所に関する届出</p> <p>第49条の5 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築等により当該指定緊急避難場所の現状に変更を加えようとするときは、市町村長に届け出なければならない。</p>	各市町村		※各市町村にお問い合わせください。
62	大規模災害からの復興に関する法律	第28-4、28-5	届出対象区域（復興整備事業の実施区域の全部又は一部の区域）※特定被災市町村が指定	各市町村		※各市町村にお問い合わせください。
63	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律	第13-1	特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出（200m以上）	内閣府 政策統括官（重要土地担当） https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/todokede.html	土地対策室	2041 ※届出先は、国（内閣府）内閣府重要土地等調査法コールセンターにお問い合わせください。

長崎県内に制限地域がない法律は次の法律です。

3	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	第8-1	特別保存地区内における行為の制限
6	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	第5-1,2	航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における建築の制限等
9	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第83など 第7-1、第26-1など	大都市地域の住宅の供給を促進
11	被災市街地復興特別措置法	第7-1	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の制限等
12	新住宅市街地開発法	第31 第32-1	新住宅市街地開発事業の処分計画：建築義務・権利処分の制限 都市計画法第12条第1項2号・同第12条の2 新住宅市街地開発事業予定区域
13	新都市基盤整備法	第39、50-1、51-1	建築物の建築義務 開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分の制限
15	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	第25-1	造成工場敷地に関する権利の処分の制限
16	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	第34-1	造成工場敷地に関する権利の処分の制限
19	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第10-1、-2	沿道地区計画の区域内における行為の届出等
32	首都圏近郊緑地保全法	第13	管理協定の効力
33	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	第14	管理協定の効力
54	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(外部サイト)	第51の29-1	掘削の禁止
61	東日本大震災復興特別区域法	第64-4、-5	届出対象区域内における建築等の届出

・宅地建物取引業法第35条第1項第14号関連（施行規則第16条の4の3）の法令に基づく制限については以下の表をご覧ください。

号	区域名			関係URL	所管課 班・係名	内線番号	備考
1	造成宅地防災区域			https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzen-anshin/anzen-anshinmachidukuri/low2/aboutmorido/	盛土対策室	3133	※長崎県の所管は、長崎市及び佐世保市を除く長崎県全域です。なお、長崎県が所管する造成宅地防災区域の指定はありません。 ※長崎市及び佐世保市については、それぞれの市にお問い合わせください。（左記URL内に両市リンク有）
2	土砂災害警戒区域			https://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki-shinseikankei/451434.html	各振興局建設部 管理担当		※リンク先ホームページ(外部サイト)にてご確認ください。 ご不明な点がございましたら、所管する各振興局の管理課までお問い合わせください。
3	津波災害警戒区域			https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kowan-kuko/bosaikanri/jisintsunami/296049.html#top1	港湾課 工事防災班	3625	
3の2	水害ハザードマップ（洪水・雨水出水（内水）・高潮）						※各市町村にお問い合わせください。

このページの作成所属

土木部 建築課 宅地指導班